貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社ルート（法人番号６４６０００１０００３７１９）　代表者小幡正男	北海道釧路市星が浦大通１丁目１番１２号	北見営業所	北海道北見市東相内町６５４番１	R2.2.6	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項	令和２年１月１５日及び令和２年１月２４日、労働局からの通報等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）	０	０
2	杉本英子	北海道川上郡弟子屈町泉１丁目４番２５号	本店営業所	北海道川上郡弟子屈町泉１丁目４番２５号	R2.2.20	輸送施設の使用停止（２００日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項　他１４件	令和元年９月９日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１５件の違反が認められた。（１）各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反（貨物自動車運送事業法施行規則第６条第１項第１号）、（２）運賃及び料金、運送約款等の掲示義務違反（貨物自動車運送事業法（以下「法」)第１１条）、（３）点呼の実施不適切（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第７条第１項、第２項）、（４）アルコール検知器備え義務違反（安全規則第７条第４項）、（５）点呼の記録義務違反（安全規則第７条第５項）、（６）乗務等の記録義務違反（安全規則第８条）、（７）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（８）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（９）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（１０）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第１０条第１項）、（１１）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第１０条第２項）、（１２）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第１３条本文関係、第１号）、（１３）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第２３条第１項）、（１４）報告義務違反（法第６０条第１項）、（１５）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	20	20
3	株式会社丹治運輸（法人番号３４３０００１０５３１９９）　代表者丹治秀寛	北海道苫小牧市字植苗１９２番地２	本社営業所	北海道苫小牧市字植苗１９６	R2.2.20	輸送施設の使用停止（３０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第１７条第３項　他３件	令和元年１０月１５日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）過積載運送（貨物自動車運送事業法第１７条第３項）、（２）過積載運送防止の指導監督の怠慢（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第４条）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（４）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第１０条第１項）	３	３

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	有限会社大厚運輸（法人番号４４６０００２００４５９３）　代表者中村暢幸	北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目１２６番地	釧路営業所	北海道釧路市新富士町３丁目９番４３号	R2.2.20	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他７件	令和元年１１月１３日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反［一運行の勤務時間］（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）、（３）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項）、（４）点呼の記録事項義務違反（安全規則第７条第５項）、（５）運行指示書の記載事項義務違反（安全規則第９条の３第１項）、（６）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（７）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（８）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	２	２
5	有限会社まるこ通商（法人番号２４５００００２０１２４３４）代表者小野良一	北海道留萌郡小平町臼谷１２５番地の１	本社営業所	北海道留萌郡小平町臼谷１２５番地の１	R2.2.20	輸送施設の使用停止（１５日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第２３条第１項　他５件	令和元年１１月７日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第７条第１項、第２項）、（２）乗務等の記録義務違反（安全規則第８条）、（３）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（４）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第１３条本文関係、第１号）、（５）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第２３条第１項）、（６）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）	２	２

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
6	翔北運輸株式会社（法人番号８４３０００１０４０４１６）　代表者泉谷恵太	北海道札幌市白石区川下３条４丁目３番３－３０１号	本社営業所	北海道札幌市白石区川下３条４丁目３番３－３０１号	R2.2.20	輸送施設の使用停止（３０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第７条第１項第２号、第３号　他６件	令和元年１２月１０日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）事業計画変更認可義務違反［乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力］（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」）第２条第１項第５号）、（２）事業計画事後届出義務違反［営業所の名称、位置の変更］（施行規則第７条第１項第２号、第３号）、（３）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第６項）、（４）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項）、（５）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（６）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（７）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	３	３
	以下余白									